別表六（六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期税額控除可能額（((9)又は(10))と(12)のうち少ない金額）(13)」の欄は、租税特別措置法第42条の４第１項の規定の適用を受ける場合には「又は(10)」を消し、同条第２項の規定の適用を受ける場合には「(9)又は」を消すこと。

別表六(七)及び別表六(八)を削る。

別表六(九)の表中

「

調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）		
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の額（別表六(十)「10」）	
	基準試験研究費の額（別表六(十)「11」）	
	増加試験研究費の額 (1)−(3) ((1)≦(4)の場合は０)	
	増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	
	試験研究費の額に係る税額控除の増加割合	(6)　≧　30　％　の場合
		(6)　<　30　％　の場合　(6)
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (5)×((7)又は(8)) ((5)≦((3)×$\frac{5}{100}$)の場合は０)	
	当期税額基準額 (2)×$\frac{10}{100}$	
	当期税額控除可能額（(9)と(10)のうち少ない金額）	

」を

「

調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）		
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の額（別表六(八)「10」）	
	基準試験研究費の額（別表六(八)「11」）	
	増加試験研究費の額 (1)−(3) ((1)≦(4)の場合は０)	
	増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	
	試験研究費の額に係る税額控除の増加割合	(6)　≧　30　％　の場合
		(6)　<　30　％　の場合　(6)
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (5)×((7)又は(8)) ((5)≦((3)×$\frac{5}{100}$)の場合は０)	
	当期税額基準額 (2)×$\frac{10}{100}$	
	当期税額控除可能額（(9)と(10)のうち少ない金額）	

」に、

「

平均売上金額（別表六(十)「5」）

」を